

地域の力を使って中山間地域を守り続けるために

～真庭市富原地域を事例に～

岡山県真庭市 板持 尚幸



はじめに

真庭市は、岡山県の北部に位置し、鳥取県に隣接しており、面積は岡山県下最大となる828.53k m²、人口約4万人の市である。そして、真庭市は市内全域が中山間地域に位置付けられている。

すなわち、農林水産省では「農林統計の分析及び農政の推進の基礎資料として活用するため、旧市区町村ごとに、その地域の土地利用上の特性により類型化した統計表章区分として、農業地域類型を設定する」（農林水産省 農業地域類型区分について）として農業地域類型区分を設定し、都市的地域、平地農業地域、中間農業地域、山間農業地域の4区分を用い、旧市区町村をそのいずれかに分類している。中間農業地域と山間農業地域、この二つの地域は合わせて中山間地域と呼ばれており、『食料・農業・農村基本法「第三十五条」』において中山間地域とは「山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域」と定義されている。この農業地域類型区分において、真庭市の旧町村はいずれも中間農業地域または山間農業地域に区分されているため、市内全域が中山間地域に位置付けられているといえる。

中山間地域では、過疎高齢化が進行し、地域をマネジメントしてきたこれまでのシステム（体系）が、上手く働かなくなったことで、様々な問題が表出している。

それら諸問題の中で、今回、農用地（田畑や水路、ため池、農道など）の維持管理に着目する。なぜならば、現在は、農業を続ける人を中心に協力して年に数回、草刈りや泥上げなどの維持管理活動を行っている。しかしながら、地域住民が総出で地域のための活動に取り組むというシステムは、地域の混住化（農家以外の割合の増加）や住民の転出、また、高齢化による労働力の低下などにより、かつてのようには機能しなくなっている。農用地の維持管理活動は地域を守り続けるためにも恒久的に継続されていかなければならないが、その一方で、従来のシステムでは継続が困難になりつつあることが理由としてあげられる。

そこで、このレポートでは、今後の中山間地域における農用地の維持管理活動を行う持続可能なシステムはどのようなものが考えられるか、また、そのシステムの実現可能性について明らかにすることを目的とする。

第1章 多面的機能支払制度と中山間地域等直接支払制度の可能性

(1) 多面的機能支払制度と中山間地域等直接支払制度の概要

平成12年度に国の交付金事業である中山間地域等直接支払制度が開始された。これは中山間地域等の農業の生産条件等が不利な地域に対して、直接、交付金により、平地との生産条件の格差を埋めることを目的とした事業であり、5年間以上農業生産活動等を行うことが交付の条件となっている。

多面的機能支払制度は平成19年度に始まった農地・水・環境保全向上対策が元々の制度である。この制度は地域内の農業者等が共同で取り組む地域活動（畦畔・農道の草刈りや水路の泥上げなど）に対して交付するものである。

中山間地域等直接支払制度は中山間地域等の生産条件不利地域を支援することが目的のため、田畑の傾斜が交付単価設定の基準になっているが、多面的機能支払制度において傾斜等は問われていない。多面的機能支払制度の趣旨は、農用地の多面的機能（田んぼの貯水機能による災害の防止や生態系の保全など）の維持と発揮を支えることであり、平地にある農地や山間部にある農地についても交付の対象としている。

平成27年度からは「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」が施行され、多面的機能支払制度と中山間地域等直接支払制度などが恒久的な制度として位置付けられている。

表1 多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度の概要

	多面的機能支払制度	中山間地域等直接支払制度
制度の趣旨	「近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつある。(中略) 本交付金は、このような状況に鑑み、地域の共同活動に係る支援を行い、(中略) 農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるようにする(中略) ものである。」 ¹	「中山間地域等では、高齢化が進展する中で平地に比べ自然的・経済的・社会条件が不利な地域があることから、担い手の減少、耕作放棄の増加等により、多面的機能が低下し、国民全体にとって大きな経済的損失が生じることが懸念されている。(中略) 担い手の育成等による農業生産の維持を通じて、多面的機能を確保する観点から、(中略) 交付金を交付する。」 ²
交付金の構成	① 農地維持支払交付金 ② 資源向上支払交付金 (1) 地域資源の質的向上を図る共同活動 (2) 施設の長寿命化のための活動 (その他) ³	中山間直接支払交付金
対象農用地	水路・農道等施設と一体となって効果的に保全が図られる区域に存する一団の農用地。 ⁴	促進計画の区域内に存する農用地区域内に存する一団の野用地(1ha以上の面積を有するものに限る。)であって、次の(1)から(5) ⁵ までのいずれかの基準を満たすものとする。 (1) 勾配が田で1/20以上、畑、草地及び採草放牧地で15度以上である農用地 ⁶
対象活動	活動計画書に定めた活動。 ・農地維持支払では、農用地の草刈り、泥上げ等。 ・資源向上支払(共同)では、農用地及び施設の維持・補修等。 ・資源向上支払(長寿命化)では、農用地及び施設の更新等。	必須事項として、「耕作放棄の防止等の活動」と「水路、農道等の管理活動」がある。 また、選択的必須事項として、「国土保全機能を高める取組」、「保健休養機能を高める取組」、「自然生態系の保全に資する取組」がある。

¹ 『多面的機能支払制度交付金実施要綱「第1 趣旨」』1頁より引用

² 『中山間地域等直接支払制度交付金実施要領「第1 趣旨」』1頁より引用

³ その他については、真庭市では取組がないため省略。

⁴ 『多面的機能支払制度交付金実施要綱 別紙1「農地維持支払交付金に係る事業の実施方法 第3 対象農用地」』7頁より引用

⁵ (2)～(5)については、真庭市では取組がないため省略。

⁶ 『中山間地域等直接支払制度交付金実施要領「第4 対象地域及び対象農用地 2 対象農用地」』3頁より引用

(2) 真庭市での取組の状況について

多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度という制度は農用地の持続可能な維持管理活動の実施を支援するものであり、持続可能なシステムを考えるにあたっては欠かせないものである。

真庭市でも、多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度を推進している。第4期である中山間地域等直接支払制度への取組集落協定数は177に及んでいる。1年で交付される総額は約1億8千万円である。多面的機能支払制度には現在19組織が取り組んでおり、1年で交付される総額は約2千万円である。多面的機能支払制度と中山間地域等直接支払制度を合わせて、約2億円ものお金が真庭市内に毎年交付されているということになる。

しかしながら取り組む活動組織⁷や集落協定⁸の数は、減少傾向にある。(表2) 中山間地域等直接支払制度で集落協定に対して実施した意向調査⁹では、「取りまとめ役がない」、「高齢になり5年先の営農活動が困難になった」などの理由でいくつかの集落では協定を継続しない意向を示した。取りまとめ役とは活動を実施していく上でのリーダーであり、交付金に係る事務処理等を担ってきた人材である。1期5年間であるこの制度において、2期、3期と続けることは、取りまとめ役をはじめ、営農活動を担ってきた人材の世代交代が必須となる。次の世代に上手く交代することができれば、もう2期、3期と取組を続けられるが、その次の世代にあたる人材が過疎高齢化の中山間地域では不足しているのである。

表2 活動期間ごとの真庭市の中山間地域等直接支払制度と多面的機能支払制度の取組数

中山間地域等直接支払制度		多面的機能支払制度	
活動期間	取組集落協定数 ¹⁰	活動期間	取組活動組織数
H12～H16	不明	H19～H23	24
H17～H21	205	H24～H28	19
H22～H26	185	H29～H33	16(?) ¹¹
H27～H31	177		

重要なことはこれらの交付金は、農用地の維持管理活動等にかかる費用（作業日当や活動に用いた資材費等）に充てることができ、さらに中山間地域等直接支払制度では交付金の一部を個人に分配することもできる点である。そのため活動組織や集落協定は、地域のためにも、この取組をなるべく継続していきたいと考えている。

取組を続けるためには、取りまとめ役として、地域の内情に明るく、制度にも比較的詳しく、事務処理を担うことができる人材が欠かせない。

多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度においても事務処理の方法や内容の簡略化が図られているが、どうしても必要最低限の資料の作成等（事業計画の作成、会計処理、作業日誌等の作成、実績報告書の作成）は必須である。事務処理の人材不足が制度の

⁷ 活動組織は多面的機能支払制度に取り組む組織を指す。

⁸ 集落協定は、対象とする農用地の範囲やそれぞれの役割分担、取り組んでいく事柄等を、農業者等の中で締結したものであるが、ここではとくに断りがない限り、中山間地域等直接支払制度に取り組む組織を指す。

⁹ 真庭市農業振興課「3期対策実施協定の第4期対策への意向調査表」（平成27年6月）より、「実施しない」と回答した集落協定の取り組まない理由。

¹⁰ ここで挙げている数値は活動期間の最終年度のもの。

¹¹ 現時点で3つの活動組織が、来年以降、継続しない意向を示している。

取組を維持する上で、最大のネックとなっているのである。

(3) 事務委託という選択

事務処理問題の解決には業務の委託が有効であるとする。交付金の使途に事務処理の委託が認められており、実際に真庭市でも土地改良区に事務委託をしている例がある。

ただし、事務委託先を検討する際に問題となるのは、事務委託を受けられる組織や団体が限られていることである。多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度についての専門的な知識¹²が必要なため、実際に事務委託を受けられる組織や団体といえば、土地改良区¹³や農業協同組合くらいであり、選択肢は少ない。

しかも、これらの組織や団体においても、多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度の制度に精通した人材は限られている。真庭市には農業協同組合が2つあるが、どちらも多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度の制度に関する事務委託を受けていない。また、地域の土地改良区が中心となって多面的機能支払制度に取り組んでいる例もあるが、他に主体となる団体・人材がいなかったため、という消極的な理由から取り組んでいるものであり、制度について十分に理解しているわけではない。このように真庭市において多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度の事務委託を受けられる団体・人材は限られており、多くの活動組織や集落協定が自力で事務処理を行っているのである。

ここに事務委託を受けられる団体・人材が新たに加われば、事務委託の選択肢が増え、活動組織や集落協定にとって取組継続への道筋が見えてくるのではないだろうか。そして取組を継続することは、農用地の維持管理活動を行う持続可能なシステムづくりへの一歩となるのではないだろうか。

しかしながら、単に事務委託を受けられる団体・人材が新たに参入してきたところで、困っている地域で活用されなければ意味がない。活用してもらうためには、地域における信頼関係の構築が重要な要素になってくるだろう。多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度の事務を任せるということは、その地域の内情（個人情報や土地の情報等）を明かすことに他ならない。信頼していない団体や人物を活用しようとはなかなか考えにくいだろう。では、信頼を得られる団体や人材とはどのようなものがあるだろうか。

本レポートでは、新たな事務委託先として、地域おこし協力隊OBを想定してみることにする。

第2章 地域おこし協力隊による事務支援

(1) 真庭市の地域おこし協力隊

真庭市には、現在、地域おこし協力隊が10名いる。真庭市の地域おこし協力隊員は任期終了後の真庭市内での暮らしも見据えつつ、地域の活性化に向け活動している。彼らは

¹² 制度のルールなど。例えば、実施してよい活動と実施してはいけない活動、実施しなければならない活動などの区別。多面的機能支払制度と中山間地域等直接支払制度それぞれの制度においても、適確に理解していなければならない。

¹³ 土地改良区とは、公共投資による社会資本の形成である土地改良事業を行政に代わって実施する農業者の組織（公共団体）。（「農林水産省 土地改良区・土地改良事業団体連合会について」より）

地域で活動を続け、地域の困りごとなどの相談役にもなっており、そこで培われた信頼関係があるため、新たな事務委託先の選択肢となり得るだろう。

もちろん、多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度の専門的な知識がなければ事務は担えない。そのため、週に数日程度、真庭市役所農業振興課において、活動組織や集落協定から提出された過去の実績報告書などを読み解きながら、専門的な学習をする機会を与えるなどの支援制度を整えることが望ましい。実績報告書を読むことにより、制度も具体的に見えてくるし、地域の実情も見えてくるのが期待できる。

(2) ケーススタディ：真庭市富原地域

富原地域は豊富な森林資源を有しており、農業地域類型区分において山間農業地域として位置付けられている。

図1の富原地域の過去5年の人口推移が示すように、毎年平均38人ずつ減少している。

また、「真庭市人口集計表（平成28年4月1日）」で富原地域の年齢ごとの人口を見てみると、子ども世代や20歳代から40歳代までの人口が少なく、50歳代から70歳代の人口が多い。富原地域

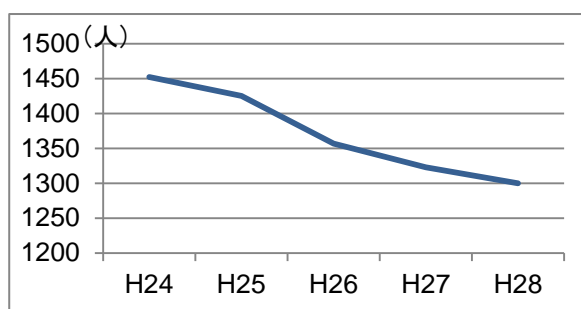


図1 富原地域の人口推移
(出典：「大字別人口集計表」より筆者作成)

全体の平均年齢は約61歳である。これは農業の担い手となる人材が少ないことは言うまでもなく、農用地の維持活動に参加する人も十分に確保できなくなっている。管理できない農用地、とくに耕作放棄地等が増えるのもやむを得ない。

この富原地域を舞台に活動している地域おこし協力隊員の海野文雄氏（48歳）は、地域自主組織の運営や活動のサポートやデザイン案件のサポートなど、忙しい日々を送っている。協力隊の任期終了後もデザイン業をなりわいの軸としながら、富原地域の農産物の販売支援や日常生活の支援といった活動に携わっていくことを希望しているとのことである。そこに多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度の事務委託業務を地域おこし協力隊の任期終了後のなりわいの一部に加えることができれば、富原地域にとっても海野文雄氏にとってもwin-winの関係を結ぶことができる。

(3) 事務委託を受ける場合

富原地域では、中山間地域等直接支払制度に取り組む集落協定が10あり、これらの集落協定への交付金の合計は年間約1千万円である（表3）。

この1千万円の1割である100万円を事務委託費に充てるものとして試算すると、月ごとでは約8万3千円となる。週に2日ほどを事務作業の日に充てれば、そのほかの日には別の仕事に就くこともできる。また、事務作業を毎週行う必要はない。基本的な作業は、草刈りなどの活動をした際に、地域から写真データや参加者の記録等を取り集めて、整理することくらいであり、本来の仕事を圧迫するものではない。ただし、年度末などの実績

報告書の作成は大変な仕事量となることが予想されるため、年間スケジュールの調整をしておかなければならないだろう。

表3 富原地域の中山間地域等直接支払制度取組集落協定ごとの面積と交付金額一覧

集落協定	農業者	非農業者	参加者	中山間地域等直接支払制度					
				急田㎡	緩田㎡	急畑㎡	緩畑㎡	面積㎡	交付金額計
A	14	4	18	4,022	0	23,315	740	28,077	355,174
B	13		13	3,192	0	33,259	3,045	39,496	460,167
C	41	13	54	59,269	58,318	7,010	4,872	129,469	1,808,860
D	5		5	25,780	0	0	844	26,624	544,334
E	18		18	100,793	0	0	1,179	101,972	2,120,779
F	8		8	67,676	5,540	0	1,121	74,337	1,469,439
G	36	3	39	79,386	59,355	0	0	138,741	2,141,946
H	35	2	37	40,335	40,247	4,180	13,738	98,500	1,265,164
I	14	1	15	12,471	39,171	7,815	877	60,334	668,200
J	2		2	8,123	12,426	0	0	20,549	215,992
合計	186	23	209	401,047	215,057	75,579	26,416	718,099	11,050,055

地域おこし協力隊 OB が中山間地域等直接支払制度の事務委託を受けるというアイデアについて、海野氏に対してヒアリングを行った。(表4)

表4 質問回答表

番号	質問	回答
1	協力隊あるいは海野氏として、事務委託を受けることについてどう思われるか。	意義あることだと思う。今後事務処理能力の高い人材を募集し、主に地域の事務処理を担当する活動をし、任期終了後に事業委託を受け『なりわい』とするのは、1つのモデルケースになるだろう。 個人的には、任期終了後は、複数の仕事を行うことで生計を立てていくことになるので、可能性としてなくはないが、事務処理に関して経験がないため、不安を感じるものでもある。
2	事務委託を受けることは実現可能と思われるか。	地域に新しい収入源を起こすという点においては実現可能と考えるし、実現を目指していただきたい。ただし、『人材がない』現状においては、人材をどう確保するかについて重きを置くべきだろう。 協力隊制度を活用するのも1つの案だが、地域組織（富原の場合はNPOや自主組織委員会）に委ねることや、定年退職した行政OBやUターン組、子育て世代の若い女性向けの在宅ワークとしても門戸を開くことで人材確保の幅は広がるだろう。
3	2名程度を雇う場合には、どのくらいの委託費が必要か。(富原地域で中山間地域等直接支払制度に取り組む集落協定は10あり、その交付額の総額は1千万円である。1千万円の1割である100万円を年間の委託費として想定している。)	1人あたり日当8,000円と仮定し、月6日の労働をした場合は年間576,000円の計算になる。私を含め3名で動くことを想定すると、1,728,000円になる。そうすると想定100万円では足りない。
質問者：板持 尚幸 回答者：海野 文雄 平成28年12月21日		

質問事項1番については、協力隊制度を活用することは意義があり、今後、事務処理能力の高い人材を募集すれば、事務委託をなりわいの一部に取り入れるモデルケースになるだろう、という回答をいただいた。

また、質問事項の2番について、協力隊だけではなく、地域にある組織や行政OBなどを活用していくことも考えていくべきだという回答をいただいた。事務処理を子育て世代の若い女性向けの在宅ワークにすることができるのではないかという指摘は、私が気付かなかった視点であり、実現できれば女性の参画、世代間交流につながり、地域が活性化するきっかけとなるように思われる。

質問事項の3番について、170万円程度が必要で想定100万円では不足するということが、委託費を総額の1割と仮定して100万としているため、委託費用を調整する余地はある。また、富原地域内でまだ取り組んでいない集落を中山間地域等直接支払制度に今後取り込んでいく方法や、近隣の地域も取り入れる方法などもあり対応可能であると判断できる。

以上から、協力隊への事務委託を検討するだけではなく、農業者以外の地域の住民や団体もうまく活用していくことが重要だとわかった。

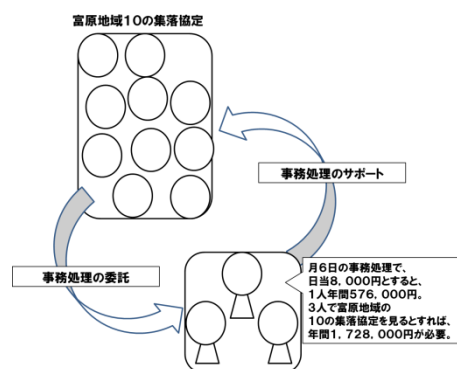


図2 モデルケース

第3章 農用地の維持管理活動を行う持続可能なシステム

(1) 市内全域で実施する場合

ケーススタディとして富原地域を対象に分析考察してきたが、これを真庭市全域で実施する場合について検討したい。

農業を続けられなくなった人は、農地を貸し出したり宅地等に転用したりすることが多いが、中にはやむをえず耕作放棄してしまうケースも少なくない。

多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度は、農地での耕作を5年間以上継続することに対して交付するものであるため、この制度に取り組んでいる地域では取り組んでいない他地域と比べて、耕作放棄地や農地転用事案の発生は抑えられている。

真庭市では中山間地域等直接支払制度に177の集落協定が取り組んでおり、また、多面的機能支払制度には19の活動組織が取り組んでいる。中山間地域等直接支払制度では、全体で1,590haの農地(田、畑)が維持管理されており、多面的機能支払制度では全体で387haの農地が維持管理されている。すなわち現状で真庭市内の約2,000haもの農地が、交付金を得て維持管理されているのである。これは真庭市内の全農地¹⁴の約44%に当たる面積である。また、その交付金額は、中山間地域等直接支払制度で約1億8千万円、多面的機能支払制度で約2千万円であり、合わせて約2億円の交付金が、真庭

¹⁴ 岡山県真庭市(2012)『真庭農業振興地域整備計画書』「第1 農用地利用計画」5頁より、2012年時点での農地面積は4,486haである。

市の農用地を維持管理する活動等に対して交付されている。

無論、制度への取組を行っていない地域でも農用地の維持活動は続けられているが、これらの交付金を受けている地域は少なくとも5年間以上は、耕作放棄地等を発生させてはならないため、より確実な農用地の保全管理が可能になっている。

しかしながら、取り組んでいる多くの地域は、事務処理を担う人材が不足している。事務処理を、行政OBに任せているところもあるが、定年退職後の人材にそのまま任せ続けることは年齢的に難しくなっていくことが想定される。事務経験者等を安定的に確保できる地域であれば、その方法でも持続可能だろうが、必ずしもそうした地域ばかりではない。

富原地域のケーススタディで検討したように、協力隊OBが市内全域から事務委託を受けることは、現在の協力隊の規模では困難だろう。また、海野氏の回答では、2、3名を雇うことで、富原地域の10の事務を見られるということであるから、単純に計算すれば40～60名雇用することで多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度合わせて約200の地域の事務を受けられることになる。だが、この事務委託には地域との信頼関係が不可欠であるため、単純に人員の数を確保するだけでは十分に活用されないだろう。

協力隊だけでは困難ならば、協力隊の他に地域と信頼関係を築くことができる人材を見つける必要がある。そのとき地域外の人材を新たに呼び込むのではなく、地域内の人材を活用することが有効だろう。海野氏の指摘にあった、子育て世代の若い女性の在宅ワークとして活用するなど、農業者以外の地域住民へも門戸を開く視点を持つことが、人材の安定的な確保に欠かせない。

(2) 農用地の維持管理活動を行う持続可能なシステムへ

真庭市の中山間地域等直接支払制度では、2,700人の農業者¹⁵と400人の非農業者が、多面的機能支払制度では1,000人の農業者と200人の非農業者が取組に参加している。数字だけを見ると非常に多くの人に参加しているようだが、中山間地域等直接支払制度の1つの集落協定あたりの参加人数は平均して17人である。多面的機能支払制度は、1つの活動組織あたり平均66人の参加がある。多面的機能支払制度の場合、まだ活動組織の数が少なく、広い範囲で取り組む活動組織により参加者の数が引き上げられているため、実際に66人以上の参加があるところは少ない。中には15人しかいない活動組織もあり、極端に多い活動組織を除けば、31人が平均の数値である。

多面的機能支払制度の参加人数が中山間地域等直接支払制度より多いのは、傾斜要件がなく、住民の数が多し市街地に近いエリアでも取り組むことができるためである。山間部で取り組む活動組織では、中山間地域等直接支払制度と同程度の参加人数となっている。

この限られた参加者の中で、事務処理ができ、取組の中心となることができる人材を探そうとすると、どうしても特定の人に頼らざるを得なくなる。そして頼りにされた人が続けられなくなれば、取組自体続けられなくなり、農用地を維持管理する活動を続ける体力が徐々に失われていく負のスパイラルに陥ってしまう。

¹⁵ この農業者と非農業者の数は、集落協定や活動組織から提出された名簿等による。

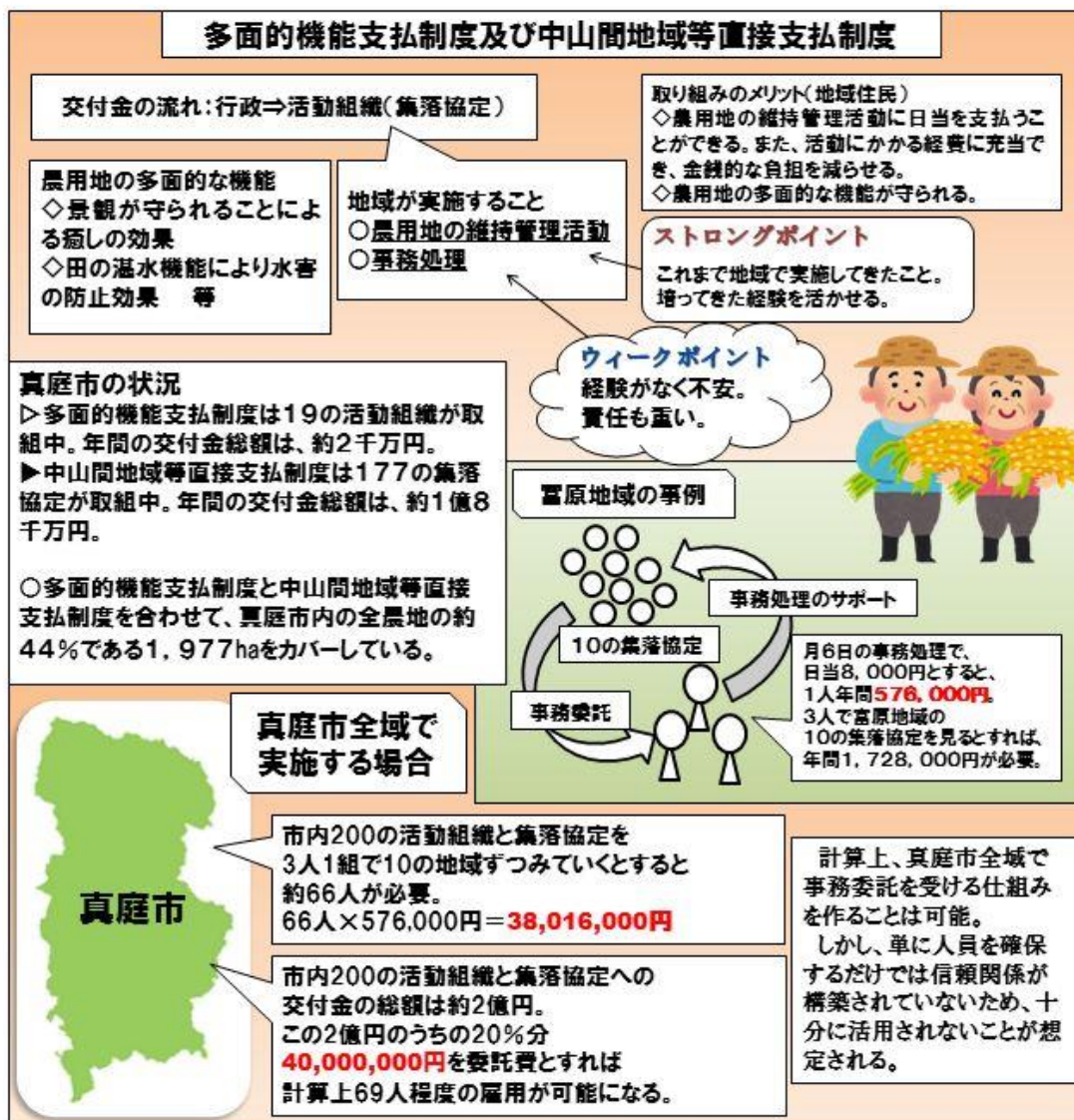


図3 多面的機能支払制度と中山間地域等直接支払制度システムを活用したワークシェアシ

限られた参加者の中で、つながりをたどっても行きつく先は限られている。しかし、そこへ協力隊OBという新たな人材の選択肢が生まれることで、さらにつながっていく。このレポートでは協力隊OBに事務処理を委託することについて考えてきたが、草刈りができなくなれば、事務と同様に、草刈りといった作業も委託することができる。つながりを最大限に活かすことで、できなかったこと、できなくなったことも持続可能になる。

真庭市には交付金が多面的機能支払制度と中山間地域等直接支払制度を合わせて約2億円交付されている。その20%がつながりのための経費(委託費)として使用される場合、海野氏の試算をもとにすれば、69人が地域とつながることができる。3人で10の地域ずつ担当したとしても約70人いれば、200の地域の事務委託を受けることができるだろう。(図3)

しかしながら、これはあくまで計算上の話であり、直ちに実行に移すことはできない。

地域との信頼関係を築きながら、事務委託を検討する活動組織や集落協定を増やしていかなければならない。

また、併せて地域の農業者と非農業者がつながっていくことも重要である。真庭市ではどちらの制度においても非農業者が参加している割合は低い。

農業者にとって農用地はまさしく仕事場である。関係のない人に無断で入られるとあまり快く思わないだろう。非農業者も、農業者たちが大変そうな作業をしていても、あまり関わらない方がかえってよいのではと気兼ねしてしまう。しかし、この多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度という制度は、非農業者も農用地を守る活動に携わっていくことを想定したものであるため、農業者と非農業者がつながりを持つきっかけになることが期待される。

農業者と非農業者が仕事を分かち合って、農用地の維持管理活動を継続していく形こそ、過疎高齢化と農業者の減少が進む中山間地域で農用地を守り続けていくために必要なシステムである。多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度はそのシステムの歯車となり、システムの持続可能性を下支えしていくことが望ましい。交付金が作業日当や事務委託費となり、つながりをつくり、つながりを維持していくための潤滑油として有効に活用されていくことが求められる。

<参考・引用文献、ホームページ等>

- ・農林水産法令研究会編(2015)『農林水産六法〔平成27年版〕「食料・農業・農村基本法」』学陽書房
- ・農林水産省 HP「農業地域類型区分について」 (http://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikei/setsumei.html)
- ・農林水産省 HP「統計情報 わがマチ・わがムラ 岡山県真庭市」 (<http://www.machimura.maff.go.jp/machi/contents/33/214/details.html>)
- ・農林水産省 HP「土地改良区・土地改良事業団体連合会について」 (<http://www.maff.go.jp/j/nousin/kikaku/dantai/>)
- ・農林水産省 HP「中山間地域等直接支払制度の最終評価（平成26年8月）」 (http://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/pdf/hyouka_3.pdf)
- ・農林水産省 HP「多面的機能支払制度交付金 取組事例集」 (http://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/pdf/27_3_1_1_tamen_zirei.pdf「分割版1」) (http://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/pdf/27_3_2_tamen_zirei.pdf「分割版2」)
- ・真庭市役所 HP「真庭市の人口・世帯数『大字別人口集計表（平成24年9月1日～平成28年9月1日）』」
- ・岡山県真庭市(2012)『真庭農業振興地域整備計画書』